

# 大分県報

令和元年  
九月二十七日  
号外（三一）

（金曜日）

## 目次

### 公 告

大分県リバーパーク犬飼の指定管理者の公募……………一

### ○公 告

大分県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年大分県条例第五十二号。以下「条例」という。）第二条の規定により、大分県リバーパーク犬飼の管理を行わせる指定管理者として指定を受けようとするものを、次のとおり公募する。  
令和元年九月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

#### 一 施設の概要

##### 1 施設の名称

大分県リバーパーク犬飼

##### 2 所在地

豊後大野市犬飼町田原字舞田

##### 3 施設の規模及び内容

- (一) 施設規模 総面積 三八、〇〇〇平方メートル  
(二) 施設内容 多目的グラウンド（二面）、艇庫、便所、更衣室、シャワー室、照明灯  
関係施設（八基）等

##### 4 事業内容

- (一) 大分県リバーパーク犬飼の施設等の維持管理及び修繕に関する業務  
(二) 大分県リバーパーク犬飼の利用の許可、受付及び案内に関する業務  
(三) 大分県リバーパーク犬飼の利用の促進に関する業務  
(四) 前三号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める業務

令和元年九月二十七日

#### 二 申請者の資格

(五) その他大分県リバーパーク犬飼の管理運営に関する事務のうち、知事のみ権限に属する事務を除く事務

申請しようとするものは、次の1から8までのいずれにも該当する法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- 1 大分県内に事務所を置く又は置こうとする法人等であること。
- 2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない法人等であること。
- 3 大分県から指名停止措置を受けていない法人等であること。
- 4 大分県発注工事に係る請負契約等に関し、次の事項に該当し、当該状態が継続していることから、指定管理者として不適当と認められる法人等でないこと。

(一) 契約書に基づく措置要求に従わない等、請負契約等の履行が不誠実であること。  
(二) 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。

5 その代表者等（法人にあつては非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者、任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者）が、次に該当すると認められる法人等でないこと。

- (一) 暴力団関係者  
(二) 暴力団関係者に金銭、物品その他の財産上の利益を与えた者  
(三) 暴力団関係者を使用した者  
(四) 暴力団関係者と密接な交際等を有している者

6 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）等に基づく更生又は再生手続を行っていない法人等であること。また、銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される法人等でないこと。

7 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が大分県に対してあり、当該状態が継続している場合であつて、明らかに指定管理者として不適当と認められる法人等でないこと。

8 県税、豊後大野市税、法人税、消費税等を滞納していない法人等であること。

#### 三 申請を受け付ける期間等

- 1 申請を受け付ける期間  
令和元年十月十八日（金）から同月二十三日（水）まで。ただし、日曜日、土曜日及

大分県報号外（公告）

び祝日を除く。

2 申請の方法

申請する場合は、1に定める期間内に申請書及び添付書類を知事に提出すること。申請の方法に関する詳細は、六の1の募集要項を参照すること。

3 申請書の提出先及び問い合わせ先

六の1の(二)に記載する所管課とする。

四 選定の方法及び基準

1 選定の方法

豊後大野市職員一名、県職員一名及び学識経験者三名で構成する豊後大野市リバーパーク犬飼及び大分県リバーパーク犬飼指定管理候補者選定委員会を設置し、各委員が2の選定の基準に基づいて審査した評点の合計が最も高い申請者を指定管理候補者として選定する。

2 選定の基準

選定の基準は、条例第四条各号に規定する次の基準によることとし、審査項目等詳細は六の1の募集要項を参照すること。

(一) 県民の平等な利用が確保されるとともに、サービスの向上が図られるものであること。

(二) 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(三) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。

(四) その他公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要であるとして知事等が別に定める基準

五 指定管理者に管理を行わせる期間

令和二年四月一日から令和五年三月三十一日までの三年間（予定）

六 募集要項等

1 募集要項

大分県リバーパーク犬飼の指定管理者の指定の申請についての詳細は、募集要項によることとし、募集要項の配布期間及び場所は、次のとおりとする。

(一) 配布期間

令和元年九月二十七日（金）から同年十月十日（木）まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 配布場所

大分県土木建築部河川課

〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 ○九七―五〇六―四五九三

2 大分県ホームページによる情報提供

大分県リバーパーク犬飼の指定管理者の募集に関する情報（募集要項を含む。）についての県ホームページアドレスは、次のとおり。

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/17200/river-park-shiteikanri-koubo.html>